

相談支援事業もくばでは 「障害児支援利用計画」を作成します。

福祉サービスや障害児通所支援などを利用する場合は、障害児支援利用計画を作成することが必要です。

課題解決や、適切なサービス利用を支援するために、一緒に考えて、計画を作成します。

●どんなメリットがあるの？

一つの計画をもとに、関係機関が情報を共有し、連携を取りながらの支援を受けることができます。

●対象は？

泉佐野市在住の支援が必要な児童
(障害者手帳や医学的な診断書をお持ちの方など、児童福祉法で定められた条件に合致する場合)

●費用は？

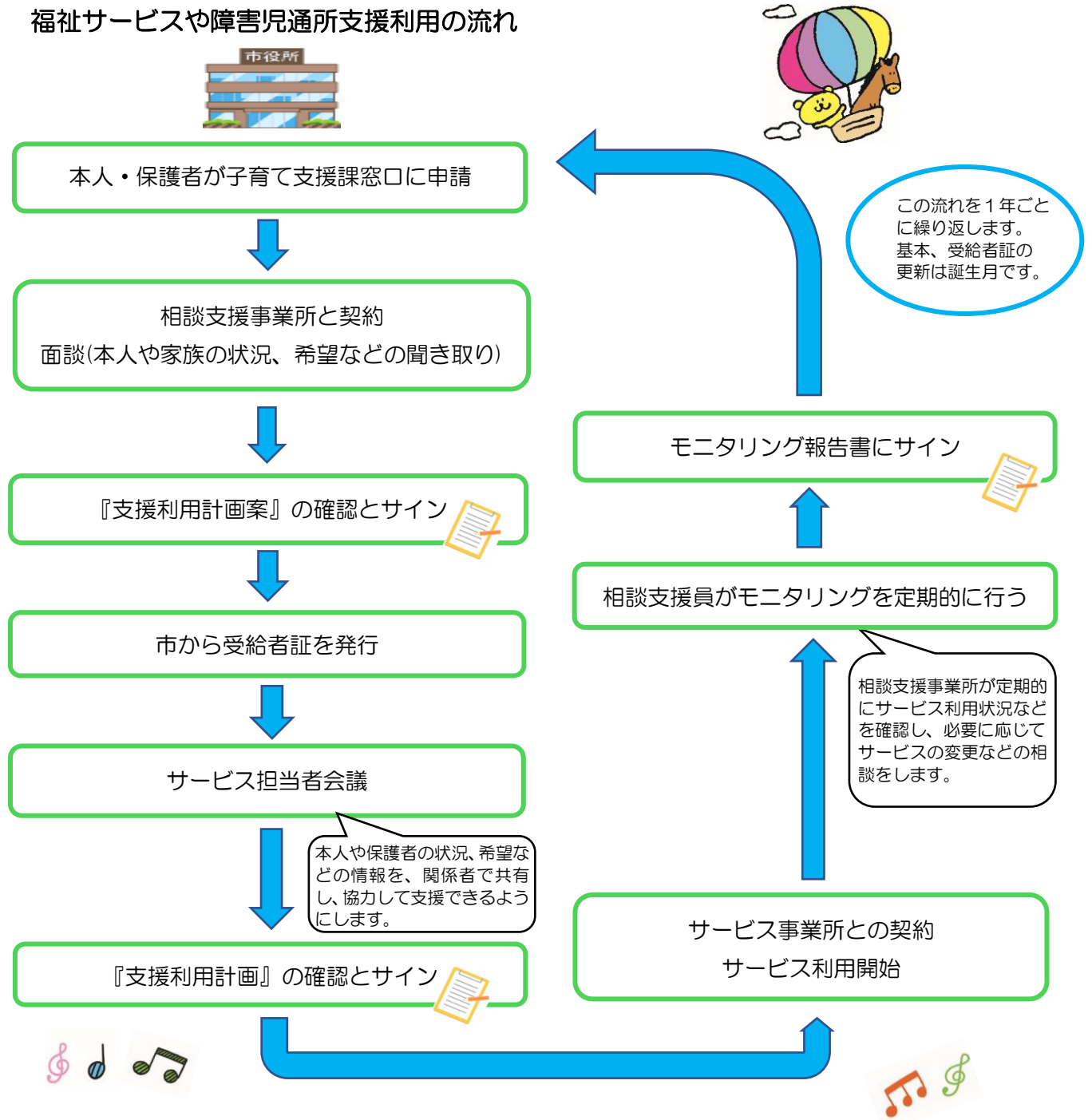
ご相談も、計画作成も無料です。

●受給者証って何？

福祉サービスを利用するために市町村自治体から交付される証明書です。これを取得すると、障害児総合支援法や児童福祉法に基づいて提供される福祉サービスを、行政の給付金を受けながら利用できるようになります。

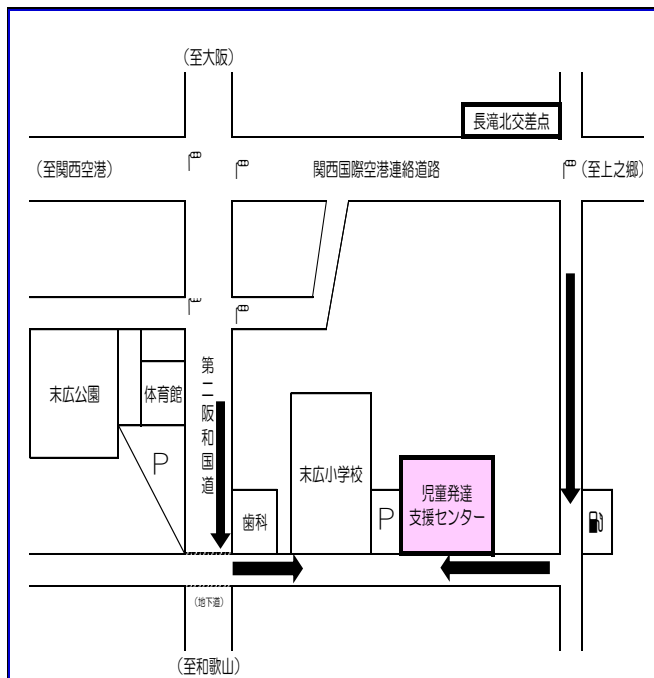


福祉サービスや障害児通所支援利用の流れ



こんな時に相談してください。

- 困った時に使えるサービスって何？
- 放課後等デイサービスを使いたいな
- どんな事業所があるのか知りたい



未広小学校横です。駐車場もあります。

【所在地】

〒598-0033 泉佐野市南中安松 1548

【開所時間】 午前8時45分～午後5時15分

【休所日】 土・日・国民の休日・年末年始

相談支援事業 もくば

TEL 072-493-2101

相談支援事業もくば



泉佐野市立児童発達支援センター
にじいろの木